

都市緑地保全法施行令等の一部改正案

都市緑地保全法施行令の一部を改正する政令案

1. 都市緑地保全法施行令

緑地保全地区内において許可等を要する行為（都市緑地保全法第5条第1項第5号関係）

緑地保全地区内において許可等を要する行為として、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積を定める。

（都市緑地保全法施行令第2条の2）

緑地保全地区内において許可等を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（都市緑地保全法第5条第9項第6号関係）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10㎡以下であり、かつ、高さが1.5m以下であるものを追加する。

（都市緑地保全法施行令第3条第5号）

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為とされている建築物の存する敷地内で行う行為から屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5mを超えるものを除外する。

（都市緑地保全法施行令第3条第6号ロ・）

経過措置

改正後の都市緑地保全法施行令第2条の2に規定する行為であって都市緑地保全法施行令の一部を改正する政令の施行の際既に着手していたものについては、都市緑地保全法第5条第1項、第4項、第6項及び第8項後段の規定は、適用しないものとする。

（都市緑地保全法施行令の一部を改正する政令附則第2条）

2. 宅地建物取引業法施行令

重要事項の説明等（宅地建物取引業法第35条第1項関係）

重要事項の説明の対象となる宅地建物取引業法第35条第1項第2号の法令に基づく制限として、都市緑地保全法第9条の7（管理協定の効力）を追加する。

3. 施行期日

都市緑地保全法施行令の一部を改正する政令の施行期日は、平成13年8月24日とする。